

平成30年度 鴨川市社会教育委員会議

日時：平成30年7月5日（木）

午後1時30分

会場：天津小湊支所 3階会議室

《会議次第》

1. 開 会

2. 教育長あいさつ

3. 報 告

報告1：平成29年度 鴨川市教育委員会生涯学習課 事業報告について

報告2：平成30年度 鴨川市教育委員会生涯学習課 事業計画(案)について

4. 議 題

議件1：平成29年度 鴨川市教育行政評価報告書(案)について

5. 連絡・その他

(1) 公民館の有料化について

(2) 市民ギャラリーの移転等について

(3) 芸術・文化の拠点施設について

6. 閉 会

平成30年度 鴨川市社会教育委員名簿

任期：平成29年6月1日～平成31年5月31日

No	氏 名	備 考	
		役 職 等	
1	イトウ キクオ 井藤 機句男	市内校長会長(鴨川小学校校長)	新任
2	スズキ マレヒコ 鈴木 希彦	長狭高等学校校長	継続
3	スズキ アツシ 鈴木 淳	文理開成高等学校理事長兼校長	継続
4	タカハシ カズオ 高橋 和夫	鴨川市子ども会育成連盟会長	継続
5	アサダ トモヤス 浅田 朋靖	鴨川市公立学校PTA連絡協議会会長	新任
6	カワナ コウスケ 川名 康介	鴨川市青少年相談員連絡協議会会長	継続
7	カワナ トシアキ 川名 敏昭	ボーイスカウト鴨川第5団委員長	継続
8	イシダ ミツジ 石田 三示	学識経験者	継続
9	ヨシダ アキコ 吉田 明子	学識経験者	継続
10	ナカザワ ヒロシ 仲澤 博	学識経験者	継続

社会教育委員とは〔社会教育法（抜粋）〕

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べる
こと。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

社会教育委員の身分

社会教育委員の身分は、非常勤の特別職の地方公務員であり、条例の定めるところにより報酬、費用弁償が支給される。（鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例）

【参 考】

- 会議出席：5, 500円/日額
- 費用弁償：市内・外出張は、条例に基づき居住地（勤務地）から片道2kmを超える場合に支給。

鴨川市社会教育委員の主な活動内容（平成30年度）

- 安房地区社会教育委員連絡協議会総会【5月25日（金）南房総市】
 - 鴨川市社会教育委員会議【7月5日（木）
〔前年度の教育行政評価及び点検の実施【生涯学習課所管分】〕
 - 千葉県社会教育研究大会【11月8日（木）千葉市】
 - 鴨川市成人式【平成31年1月13日（日）鴨川シーワールド】
 - 安房地区社会教育振興大会【平成31年2月2日（土）館山市】
 - 安房地区教育講演会【平成31年2月2日（土）館山市】
- } 同日開催検討中

○鴨川市社会教育委員の設置等に関する条例

平成 17 年 2 月 11 日
条例第 80 号

(設置)

第 1 条 本市に、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委員)

第 2 条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会がこれを委嘱する。

(定数)

第 3 条 委員の定数は、15 人以内とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(身分等)

第 5 条 委員は、非常勤とし、別に定めるところにより報酬を支給し、職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、委員の会議その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

○鴨川市社会教育委員会議運営規則

平成 17 年 2 月 11 日
教育委員会規則第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鴨川市社会教育委員の設置等に関する条例(平成 17 年鴨川市条例第 80 号)第 6 条の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)の会議運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長及び副議長)

第 2 条 委員の会議(以下「会議」という。)には、委員の互選による議長、副議長各 1 人を置く。

(議長及び副議長の任期)

第 3 条 議長及び副議長の任期は、2 年とする。

(議長及び副議長の職務)

第 4 条 議長は、会議を招集し、これを主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第 5 条 会議は、必要に応じ議長が招集する。

2 会議を招集するときは、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件を通知して行うものとする。

(会議の定足数及び議決)

第 6 条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 2 月 11 日から施行する。

平成30年度 生涯学習課 非常勤特別職一覽

委嘱期間：平成30年4月1日～平成31年3月31日

役職名	氏名	就任年月日	備考
社会教育指導員	ヤマダ イチロウ 山田 一郎	平成29年4月1日	継続2年目 元鴨川市農水商工課長
家庭教育指導員	イシイ タダオ 石井 忠雄	平成26年4月22日	継続5年目 元鴨川市社会教育指導員
〃	オオシマ キヨシ 大島 清	平成27年4月1日	継続4年目 元天津小校長
鴨川市立図書館長	マカナエ シゲル 蒔苗 茂	平成29年4月1日	継続2年目 元東条小校長
中央公民館長	タカハシ シロウ 高橋 史郎	平成26年4月1日	継続5年目(中央公民館は3年目) 元丸山中校長 (※平成26年4月1日～平成28年3月31日) 東条公民館長
天津小湊公民館長	クロノ マサノリ 黒野 雅典	平成30年4月1日	新任 元鴨川市教育委員会生涯学習課長
東条公民館長	クボ ショウジ 久保 正二	平成28年4月1日	継続3年目 元江見小校長
西条・田原公民館長	カウ シュウジ 加藤 修司	平成28年4月1日	継続3年目 元西条小特別教育支援員
長狭地区公民館長	オオサワ ミル 大佐和 實	平成28年4月1日	継続3年目 元鴨川小教諭
江見地区公民館長	タキグチ ヒロシ 滝口 弘	平成29年4月1日	継続2年目 元社会教育指導員

平成30年度 鴨川市教育委員会関係（生涯学習課所管） 組織図

